

移民政策から考える国籍、市民権、アイデンティティ

著者	朴 育美
雑誌名	人権を考える
巻	22
ページ	163-168
発行年	2019-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1443/00007846/

移民政策から考える国籍、市民権、 アイデンティティ

外国語学部准教授 朴 育美

アメリカには、不法滞在の移民が1000万人以上いるといわれているが、その多くはメキシコ経由の移民である。ただし不法移民とはいえ、彼らの多くは、貴重な労働力として長年に渡ってアメリカ経済を底辺から支えてきた層であり、この問題をどのように解決していくかは、複雑で難しい政治的課題であり続けている。ところでアメリカは、出地主義なので、たとえ両親が不法滞在であっても、アメリカで子供が生まれれば、その子にはアメリカ国籍が与えられる。しかし、同じ両親の子供であっても、幼い時に、両親に連れられアメリカに来た子供には、国籍が与えられない。アメリカ生まれの弟妹とは違い、彼らは何年アメリカに住んでいても、両親と同じように不法滞在の身分であり、場合によっては、国外撤去を命じられる恐怖に晒されて生きていかななくてはいけない。

幼い時に両親に連れられ、不法滞在の身分のままアメリカで成長したメキシコ出身の若者は、他の不法移民とは区別してドリーマーと呼ばれている。彼らに対しては、人道的見地からも、より寛容な対応を求める世論も強く、2012年6月、当時のオバマ大統領は、入国時15歳以下だった若者に、2018年3月までの一時的な居住権を認める大統領令、DACA (Deferred Action for Childhood Arrival) を発令した。民主党としては、この一時的救済措置を市民権獲得への法整備につなげていきたいところだったが、共和党との政治的攻防の中、法整備は実現されないまま2018年を迎えている。

ただし、今回は頓挫してしまった市民権への道ではあるが、民主党はもとより、共和党の中にもドリーマーに対しては、他の不法移民よりも寛容な対策をとることに同意している者も少なくない。確かに、親の都合でアメリカに連れてこられ、ずっとアメリカで暮らしてきた若者を、不法移民として本国に送り返す恐怖に晒し続けることは、人道に反する行為といえるだろう。

もちろん、アメリカの市民権を求めているからといって、ドリーマーが情緒的に、100%アメリカ人として自らを認識しているというわけではない。ドリーマーの中には、自分の母国に情緒的な強いつながりを感じている者もいる。しかしそれでも、彼らのアイデンティティのコアには、自分たちが生きていく場所としてのアメリカ社会がある。エスニシティと国籍の間でたとえ葛藤を感じていたとしても、住み慣れたアメリカ社会から切り離して、自らの存在を考えることは難しいのが現状なのだ。

人間のアイデンティティは、内面的な側面から論じられ、情緒的なものとして議論されることが多いが、内面は、生まれ育った場所や社会、そして言語といった実質的なものと切り離すことはできない。内面や本質に先立って、存在としてこの世に投げ出される人間を、ハイデガー（Martin Heidegger 1889-1976）は「現存在」と表現したが、現存在は、様々な環境、つまり人的環境や物理的環境、そして社会的環境から独立して存在することはできない。現存在は、環境という場の中で、時間とともにその輪郭を浮かび上がらせていくのだ。実存としての人間を、場と切り離して考えることはできないという点からも、アメリカで成長したドリーマーにとって、市民権がいかに切実な願いかは想像できる。

一方、アメリカの市民権を切望している人の中には、子供のころ親の仕事などの理由で、合法的にアメリカに来て、学齢期のほとんどをアメリカで過ごした若者もいる。親の都合で、意に反して帰国した後、母国で文化的社会的摩擦を引き起こし、苦勞する人も少なくない。社会的にそして文化的にアメリカ文化を土壌として育った彼らの中にも、アメリカ社会の一員としてのアイデンティティを構築し、自分が将来生きていく場所としてアメリカ以外は考えられない者もいる。

例えば父親がスイス国籍で、母親が日本国籍の夫婦の間に生まれた姉弟がいた。彼らは生まれてから、ほとんどの時間をアメリカで過ごし、話せる言語も英語だけである。しかしアメリカで生まれていない彼らには、永住権も市民権もない。親の就労ビザが切れ、子供たちが高校生の時日本に帰国することになったが、子供たちにとって、外国も同然の日本への突然の帰国は、

大きな精神的打撃となった。もし子供たちがアメリカでこのまま暮らしたければ、自分で有効なビザを取り、市民権の道を切り開いていかななくてはならない。それは経済的にも精神的にも、たやすいことではなかった。

法的にアメリカに長期滞在した子供のケースを、不法移民の子供のケースと同じ土俵で論じるわけにはいかないかもしれない。しかし、長年人間関係を築き、教育を受け、慣れ親しんだ社会で継続して生活できなくなるということは、マズロー (Abraham Maslow 1908-1970) が指摘した、最低限の安全や安心、所属に関わる、最も基本的な欲求が脅かされていると考えられるのではないか。既得権として、国籍や市民権を、当たり前のもんとして享受している状況では忘れがちであるが、国籍や市民権も、国境と同じく、人為的な線引きである。国籍の授与に関しては、血を根拠にした、日本のような血統主義と、生まれた場所を根拠にする、アメリカのような出生主義があるが、その根拠や枠組みも絶対的なものではなく、時代の流れや状況に応じて、多面的に議論されていく必要があるのではないか。

ところで、アメリカでは、国籍という言葉の代わりに、市民権という言葉が広く使われるが、それはアメリカが多民族国家であり、様々な出自を持つ人々を社会の一員として受け入れてきたことに関連する。多民族国家においては、人びとを一つの国民としてつなげるのは、同一民族としての血や文化ではなく、法的権利を根拠にした社会への帰属と考える。だから、国籍という個人の所属を表す言葉より、法的な権利を表す市民権という言葉が広く使われているのだ。市民権という言葉は、民族や血、アイデンティティの多様性を法的な位置づけで結ぶ言葉であり、民族と市民権 (国籍) を違うカテゴリでとらえる言葉でもある。例えば接頭語で民族を表す Japanese-American (日系アメリカ人) という表現は、民族と国籍が、別の概念として共存する社会ゆえの言葉なのだ。

一方、日本では市民権という言葉ではなく、国籍という言葉が広く使われているのは、日本では、血と文化を同じくする構成員による、単一民族国家が想定されてきたからだ。血を根拠に国籍をとらえる社会では、民族と血と国籍が等式で結びつけられている。だから例えば日本人の「血」をひかない

在日コリアンは、何世代にもわたって日本で生活していても、日本国籍があたえられないし、またそのことが日本人にも在日コリアンにも当たり前のこととして受け入れられてきた。国籍と民族は一致していなくてはならない、という社会的土壌の中で、在日コリアンの中には、帰化をして日本国籍を取ることは、民族を放棄してしまうことだと捉え、アイデンティティの葛藤に悩まされる者も多かった。「韓国にルーツを持つ日本人」という民族と国籍を共生させるような新しいアイデンティティの在り方が、選択肢のひとつとして受け入れられるようになったのは、ごく最近のことである。

近年、訪日外国人の数は年々増加し、「お客さん」としての外国人と接する機会が格段に増えた中で、異なる文化や人に対する理解が進んできていることは事実だろう。しかし、一時的な訪問者として外国人を受け入れることと、外国籍の人を社会の一員として受け入れるのは、次元の違う話である。日本では今なお、文化的背景を異にする他者を受け入れることが、社会の安全や安定を脅かすのではないかという否定的な見解が支配的で、滞在期間や生活の基盤にかかわらず、外国籍の人々を社会の一員として受け入れることには、根強い抵抗があるように思われる。

しかし、現実には、日本に生活基盤を持つ、外国籍の労働者や国際結婚による二重国籍の子供の数（厚生労働省の人口動態統計2017年では両親のうち一方のみが日本国籍である子供の割合は約2%）も確実に増えてきており、単一民族国家の幻想の中で、国籍を単純な図式でとらえることは、ますます難しくなっている。両親の一人が日本国籍を持っているが、外国で生まれ育ち、日本の文化や言語にほとんど触れることなく成長した人と、日本で生まれ育ち、日本語が第一言語だが、両親が日本国籍ではないため、日本国籍を持たない人を比べた場合、前者には国籍が与えられるが、後者には与えられないというルールが、今の時代に鑑みてフェアなのか。日本でも、国籍という言葉や、血の枠組みを超えて、社会への所属や市民権という視点から考えてみる必要があるのではないだろうか。

また、移民の受け入れは、移民を希望する人の利益のためだけではない、という点にも留意しておくべきだろう。日本ではこれまで移民の受け入れに

ついて、経済的必要性や人道的な観点からの意見は出されてきたが、「多様性の意義」という観点からの議論は、あまりなされてこなかったように思う。ドイツやアメリカが移民を大量に受け入れるのも、道義的な責任感や人道的な使命、経済的理由からだけではない。多様性が、国の豊かさや発展、健全な民主主義の実践に欠かせないと考えるからだ。厳しい移民政策を支持する共和党の間でも、移民の受け入れそのものには肯定的なのは、他者性を排除する社会の危険を認識し、多様性が社会に平和と実益をもたらすという信念があるからだ。

ルター（Martin Luther 1483-1546）は「平和はすべて正義よりも重要だ。それに、平和が正義のために作られたのではなく、正義が平和のために作られたのである」という言葉を残したが、法によって実現される正義は、平和のための手段として、時代の流れの中で、議論され、更新されなくてはならない。多様性を容認する政策は、そのような文脈で生まれた、ひとつの答えなのだ。

日本では、「国際」という言葉は、「外国」と結びつけられ、教育現場でも、国際理解や多文化理解を、外国の文化や言葉を学ぶことで実現していこうとしている向きがある。しかし、国際理解や多文化理解を、知識として教えるようとするアプローチでは、国際感覚を磨くことは難しい。だからこそ、他者と直接触れ合う経験をする留学は、大切な手段であることは言うまでもない。

しかし、それと同時に、自分の社会の内に、すでにある多様性に気づき、それを肯定的に受け入れていく学びも、留学と同じくらい重要なはずだ。他者とは自分の社会の外にのみ存在するものではなく、様々な形で自分たちの中にあるということだ。自分たちの社会の中に、すでにある「他者」の存在に気づき、「他者」の経験を知る中で、翻って「自己」を再認識することが、国際理解や多文化理解には、欠かせない要素であると思われる。これからの日本の移民政策も、そのような「内なる他者」に向き合う視点を取り込んだ、多角的な議論が必要なのではないだろうか。

参考文献

キムリック、ウイル『新版 現代政治理論』千葉真・岡崎晴輝訳、日本経済評論社、2005年。